

令和6年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月3日(開会)

令和6年 第3回 定例会 会議録

日時 令和6年9月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果はタブレットに配信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番、崎山佐穂議員、2番、浦野雅幸議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から9月13日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第52号から議案第70号までの、計19議案が提出されております。

それでは、議案第52号から議案第70号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和6年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございます。

まず、8月28日から30日にかけての台風10号に対する町の対応等について御報告申し上げます。

8月28日に福岡管区气象台から、「29日夜の初め頃から30日にかけて、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒し、29日昼前から30日にかけて、暴風やうねりを伴った高波に警戒してください。また、28日夜から29日

夜にかけて、線状降水帯が発生して、大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります」との発表がなされました。

この発表を受けて、町では28日15時に災害警戒本部を設置し自主避難場所を開設いたしました。

29日6時29分暴風警報が発表されました。

篠栗町でも風雨が強くなったことから、同15時に災害対策本部に移行し、高齢者等避難、これは警戒レベル3でございますが、を発令し、指定緊急避難場所を2か所開設、自主避難場所としておりましたクリエイト篠栗と新たに50周年記念体育館を開設するとともに、消防団に対し巡回、避難者支援のための出動依頼をいたしました。

幸い、大雨洪水警報や土砂災害警戒情報が発令されることはなく、8月30日6時17分に暴風警報が解除され注意報となったことから、同日15時に災害対策本部を解散いたしました。

28日から30日までの間、避難場所には最大35世帯55名が避難されました。

また、職員も延べ68人が24時間体制で対策本部と避難場所に従事いたしました。

台風10号はその後も日本各地で被害をもたらしました。

我が町では、雨量が多かった萩尾区で、林道法面の崩落1か所、冠水1か所、農業用水路の損壊1か所の被害がございましたが、幸い人家の被害はありませんでした。

もうしばらくは台風シーズンでございます。今後も災害に対する備えをしっかりとしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況について申し上げます。5類へ移行して2年目となり、私たちの生活にも以前の日常が戻ってまいりました。

とはいえ、感染者が激減したとは言いがたい状況です。

これまで励行していただいた、うがいや手洗い等、感染予防対策を引き続きしっかりとっていただいて、感染者数減少に向けての努力を引き続き怠らないようにしたいものでございます。

篠栗祇園夏まつりは今年は花火も上がり大勢の人出でございました。以前の活気が戻ってきたことを実感いたしました。

9月には多くの行政区で感染対策を十分に図って敬老会が開催されます。

10月以降に、町が主催する文化祭、ささリンピックなど、町民の皆様が楽しみにいただいている交流の場としての行事についても、例年どおり開催に向けて準備を進めております。どうぞよろしく願いいたします。

また、11月24日には新たに名称を「ささぐりフードフェスタ」として IRUGASAS

にて食のイベントを開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

国の政局を見てみますと、10月には新たな総理大臣が決まり、解散総選挙の気配が濃厚となってまいりました。新たな国の体制が固まり、元気な日本を取り戻すことができればよいと期待でいっぱいでございます。

開催が心配されておりました大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、来年4月13日から開催されます。既にヨーロッパを初め海外における開催への期待感は非常に大きいと聞いております。私たちもこの機会に視野を広め、未来志向で頑張りたいものでございます。

私にとりまして任期最後の定例議会でございます。

議会の皆様におかれましては、これまでどおり御指導・御協力を賜りますことを何とぞよろしく願いいたします。

以上で、諸情勢報告を終わります。本定例会に提案しております議案第52号から議案第70号までの19議案について説明をいたします。

議案第52号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」であります。

本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援給付事業実施に伴うもので、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に7,101万5,000円を追加し、予算総額を141億6,556万2,000円とするものであります。

議案第53号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員の中島京子氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として、永井勝子氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第54号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員の藤俊広氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、後任として新たに合屋輝一氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第55号は、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」であります。

本議案は、教育長 今長谷 寛氏が令和6年11月1日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第56号は、「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、保育所等における満3歳以上の児童に係る職員配置の最低基準の見直しを行うものであります。

議案第57号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「庁舎耐震補強及びその他改修工事」について3,078万7,350円を増額し、総額2億70万6,000円で株式会社コンステックと変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は耐震壁設置箇所における電気設備工事及び機械設備工事の増工、受水槽設置に伴うプロパン庫とブロー一庫の解体、アスベスト調査の増工による変更等でございます。

議案第58号は、「財産の取得について」であります。

本議案は、松原食品株式会社と令和3年8月12日に締結した土地売買契約にもとづき売却した土地について、使用及び事業開始の見込みがなく、撤退の意思表示もなされていることから、買戻権を行使して、当該土地を取得するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町彩り台346番14、地積は、5,459平方メートル、買戻金額は、2億6,097万792円、買戻の相手方は松原食品株式会社 代表取締役 奈良原一であります。

議案第59号は、「権利の放棄について」であります。

本議案は、松原食品株式会社と令和3年8月12日に締結した土地売買契約第12条第1項に規定する買戻特約の行使に伴い生じる違約金について、本契約書第13条第5項にもとづき免除するとともに、第14条にもとづく損害賠償請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもので

あります。

議案第60号は、「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」であります。

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第61号から議案第63号までの3議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第61号は、「令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第62号は、「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第63号は、「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上3議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第64号は、「令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金1億766万4,449円のうち8,913万8,002円を建設改良積立金へ積立てし、1,852万6,447円を自己資本金に組入れするもの及び令和5年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第65号は、「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金1億555万5,648円のうち8,062万7,981円を減債積立金へ積立てし、2,492万7,667円を自己資本へ組入れするもの及び令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでありま

す。

議案第66号は、「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1億5,832万4,000円を追加し、予算総額を143億2,388万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、地方交付税6,162万円、繰越金1億8,855万1,000円、諸収入9,150万円をそれぞれ追加し、繰入金2億円を減額するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費において、財産管理費として、設置型ベビーケアルーム購入費344万円を追加するものであります。

民生費において、子育て支援費として、子どもの居場所支援事業費補助金5,000万円を追加するものであります。

衛生費においては、予防費として、高齢者新型コロナワクチン個別接種委託料6,215万5,000円を追加するものであります。

土木費においては、河川費として、池の端地区樹木伐採業務委託料2,107万6,000円、公園管理費として、くすのき公園原状復旧工事453万2,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債441万3,000円を追加するものであります。

地方債の追加につきましては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業340万円、災害復旧事業80万円をそれぞれ追加するものであります。

地方債の廃止については、防災対策事業340万円を減額するものであります。

議案第67号は、「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ4,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億70万1,000円とするものであります。

内容は、前年度繰越金及び普通交付金等の額の確定による返還金等の増額補正であります。

議案第68号は、「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それ

ぞれ 5 3 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3, 6 2 2 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

内容は、滞納繰越額及び前年度繰越額の繰越による増額補正であります。

議案第 6 9 号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、総合センターホール特定天井・照明 LED 化改修工事について、仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は、1 億 6, 6 1 0 万円、契約の相手方は、株式会社荻原工務店 代表取締役 荻原 耕一郎であります。

議案第 7 0 号は、「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」が令和 6 年 1 2 月 2 日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、現行の被保険者証が令和 6 年 1 2 月 2 日以降、発行されなくなることに伴い、本条例中、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則に関する規定を削除するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの町長の提案理由の説明について、大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、ありますか。

はい、ないようですので質疑を終結いたします。

日程第 4、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 5 2 号から議案第 7 0 号までの 1 9 議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第 5 3 号から議案第 5 5 号までの 3 議案は、人事案件でございますので、委員会への付託は省略し本日の日程といたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第56号、議案第57号、議案第60号、議案第69号及び議案第70号の5議案につきましては、タブレットに掲載の委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第61号から議案第65号までの5議案の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第52号、議案第58号、議案第59号、及び議案第66号から議案第68号までの6議案につきましては、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置しこれに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については申合せにより、委員長は、9番、栗須信治議員、副委員長は、6番、横山和輝議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、6番、横山和輝議員、副委員長は、9番、栗須信治議員です。

最後に報告3件について、報告10号及び11号は決算審査終了後、報告12号は予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第53号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を村瀬福祉課長に求めます。

はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） 説明いたします。

議案第53号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

氏名 永井 勝子

令和6年9月3日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 中島 京子氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

なお、履歴書等は添付のとおりで、任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの村瀬福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

日程第6、議案第54号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を、吉村学校教育課長に求めます。

はい、吉村課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 学校教育課長吉村でございます。

議案第54号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 合屋 輝一

令和6年9月3日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育委員 藤 俊広氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となるため。

経歴詳細につきましては、タブレットを御覧ください。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの吉村学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案も人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決し同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第55号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

本案の説明も、吉村学校教育課長に求めます。

はい、吉村課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 議案第55号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」

次の者を、篠栗町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名 今長谷 寛

令和6年9月3日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育長 今長谷 寛 氏が令和6年11月1日をもって任期満了となるため。
経歴、詳細につきましてはタブレットを御覧ください。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧 泰範） ここで、教育長が除席対象ですので退席を求めます。

（今長谷教育長 退席）

○議長（荒牧 泰範） ただいまの吉村学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案も人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成。

よって、議案第55号は原案のとおり可決し同意することに決定いたしました。

ここで教育長の入室を求めます。

（今長谷教育長 入室）

○議長（荒牧 泰範） ここで教育長に報告いたします。

ただいまの議案は、全員賛成にて可決同意されております。

よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時32分